

平成 2 5 年 2 月 2 7 日開会

平成 2 5 年 3 月 1 8 日閉会

平成 2 5 年

第 1 回 定例会 会議録

( 第 1 日目 )

小豆島町議会

# 平成 2 5 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 4 号

平成 2 5 年第 1 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 2 月 1 0 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 5 年 2 月 2 7 日 ( 水 )
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 2 5 年 2 月 2 7 日 ( 水曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 5 年 3 月 1 8 日 ( 水曜日 ) 午前 1 1 時 2 9 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	2月27日	2月28日	3月11日	3月18日
1	森 口 久 士				
2	谷 康 男				
3	大 川 新 也				
4	柴 田 初 子				
5	藤 本 傳 夫				
6	森 崇				
7	新 名 教 男				
8	安 井 信 之				
9	植 松 勝 太 郎				
10	渡 辺 慧				
11	村 上 久 美				
12	鍋 谷 真 由 美				
13	中 江 正				
14	中 村 勝 利				
15	浜 口 勇				
16	秋 長 正 幸				

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄				
副 町 長	竹 内 章 介				
教 育 長	後 藤 巧				
企 画 振 興 部 部 長	松 本 篤				
総務部部長兼総務課長 兼 庶務係長	空 林 志 郎				
教育部部長兼 学校教育課長	荘 野 守				
健 康 福 祉 部 部 長	松 尾 俊 男				
住 民 課 長	村 口 佐 吉				
介 護 サ ー ビ ス 課 長	岡 秀 安				
人 権 対 策 課 長	坂 本 勇 治				
税 務 課 長 兼 町 税 係 長	田 村 房 敬				
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎				
建 設 課 長	尾 田 秀 範				
健 康 づ く り 福 祉 課 長	大 下 淳				
農 林 水 産 課 長	石 山 豊				
会 計 管 理 者	谷 部 達 海				
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉				
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘				
社 会 教 育 課 長	松 田 知 巳				
オ リ ー プ 課 長	城 博 史				
子 育 ち 共 育 課 長	大 江 正 彦				
内 海 病 院 事 務 長	岡 本 達 志				
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂				
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀				
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成25年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成25年2月27日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第5 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第6 議案第2号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第3号 小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について (町長提出)
- 第8 議案第4号 小豆島町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について (町長提出)
- 第9 議案第5号 小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例について (町長提出)
- 第10 議案第6号 小豆島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について (町長提出)
- 第11 議案第7号 小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について (町長提出)
- 第12 議案第8号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第9号 小豆島町都市下水路条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第14 議案第10号 小豆島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第15 議案第11号 小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について (町長提出)
- 第16 議案第12号 小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について (町長提出)

- 第 17 議案第 13 号 小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例  
について (町長提出)
- 第 18 議案第 14 号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例について (町長提出)
- 第 19 議案第 15 号 小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部  
を改正する条例について (町長提出)
- 第 20 議案第 16 号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条  
例について (町長提出)
- 第 21 議案第 17 号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正  
する条例について (町長提出)
- 第 22 議案第 18 号 小豆島町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
について (町長提出)
- 第 23 議案第 19 号 小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について  
(町長提出)
- 第 24 議案第 20 号 小豆島町新しい産業づくり条例について (町長提出)
- 第 25 議案第 21 号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例について (町長提出)
- 第 26 議案第 22 号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第 27 議案第 23 号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第 28 議案第 24 号 小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条  
例について (町長提出)
- 第 29 議案第 25 号 小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第 30 議案第 26 号 小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃  
止する条例について (町長提出)
- 第 31 議案第 27 号 小豆島町土地開発公社の解散について (町長提出)
- 第 32 議案第 28 号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について  
(町長提出)
- 第 33 議案第 29 号 小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について (町長提出)
- 第 34 議案第 30 号 小豆医療組合同規約の一部変更について (町長提出)

- 第 35 議案第 31 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定について (町長提出)
- 第 36 議案第 32 号 小豆島町道路線の変更について (町長提出)
- 第 37 議案第 33 号 平成 25 年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第 38 議案第 34 号 平成 25 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算(町長提出)
- 第 39 議案第 35 号 平成 25 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算  
(町長提出)
- 第 40 議案第 36 号 平成 25 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(町長提出)
- 第 41 議案第 37 号 平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 42 議案第 38 号 平成 25 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算(町長提出)
- 第 43 議案第 39 号 平成 25 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算(町長提出)
- 第 44 議案第 40 号 平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 45 議案第 41 号 平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第 46 議案第 42 号 平成 25 年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)
- 第 47 議案第 43 号 平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算(町長提出)

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

平成25年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、平成25年度における当初予算、条例の制定や一部改正など、重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今季定例会の議事日程等につきましては、去る2月20日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月25日に開催されました香川県町村議会議長会第64回総会におきまして、香川県町村議会議長会表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（三好規弘君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

香川県町村議会議長会表彰、森口久土殿。

議長（秋長正幸君）

表彰状

小豆島町議会 森口久土殿

あなたは、多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成25年2月25日



香川県町村議会議長会会長 蓬 清二 代読

(拍 手)

議会事務局長(三好規弘君) 同じく、香川県町村議会議長会表彰、藤本傳夫殿。

議長(秋長正幸君)

#### 表彰状

小豆島町議会 藤本傳夫殿

以下同文につき、省略させていただきます。

(拍 手)

議会事務局長(三好規弘君) おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

議長(秋長正幸君) それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

町長(塩田幸雄君) 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた11件の当初予算案のほか、専決の報告1件、人事案件2件、条例案件24件、その他案件6件を本日もご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、

今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しておりますので、本日の平成 25 年第 1 回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前 9 時 34 分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12 月 11 日以降 2 月 19 日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書 1 件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 118 条の規定により、7 番新名教男議員、8 番安井信之議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

#### 日程第 2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日とあす 28 日、3 月 11 日及び 18 日とし、会期は本日から 3 月 18 日までの 20 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月18日までの20日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から平成25年度の施政方針を伺います。町長。

町長（塩田幸雄君） 平成25年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成25年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（秋長正幸君） ただいま町長から平成25年度の施政に関する所信が述べられました。これに対する質問は3月11日の一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は10時15分からとします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時16分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)

議長(秋長正幸君) 次、日程第4、報告第1号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分により処理いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

議長(秋長正幸君) 収納室長。

収納対策室長(立花英雄君) それでは、報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号につきましては、収納対策室から催告により小豆島町の債権に属する使用料等の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官宛てに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

上程議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

- 1、支払い督促申し立て日、平成25年2月8日。
- 2、請求の相手方、小豆島町■■■■番地■■■■、■■■■氏。
- 3、請求の趣旨、水道使用料10万4,150円及び申し立て費用2,930円を支払う

こと。

4、経緯といたしましては、債務者である■■■■氏に対して平成 25 年 2 月 8 日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年 2 月 15 日適法な督促異議申し立てが■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第 395 条の規定に基づき支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当しますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告を申し上げます。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 5 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第 2 号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第 3 号 小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例について

日程第 8 議案第 4 号 小豆島町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

日程第 9 議案第 5 号 小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例について

日程第 10 議案第 6 号 小豆島町移動等円滑化のために必要な町道の構

造に関する基準を定める条例について

- 日程第 1 1 議案第 7 号 小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造  
の技術的基準を定める条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第 1 3 議案第 9 号 小豆島町都市下水路条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 小豆島町営住宅管理条例等の一部を改正する条  
例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条  
例について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基  
準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条  
例について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分  
等に関する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一  
部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する  
条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 小豆島町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 小豆島町新しい産業づくり条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 小豆島町土地開発公社の解散について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 小豆地区広域行政事務組合理約の一部変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 小豆医療組合理約の一部変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定について

- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 小豆島町道路線の変更について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度小豆島町一般会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算

議長（秋長正幸君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第 5、議案第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第 47、議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護



老人保健施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第5、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第47、議案第43号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第5、議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、木村玲子氏が平成25年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、あらかじめ議会の皆様に意見を求めようとするものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（坂本勇治君） 先ほど町長のほうから提案をいただきましたように、平成25年6月30日をもって任期満了となります人権擁護委員木村玲子氏を引き続き議会推薦によりまして高松本局のほうへ推薦したいと考えております。

木村玲子氏の略歴につきましては、上程議案集の4ページのところにありますように、平成22年7月から人権擁護委員として委嘱を受けておりますけれども、任

期が3年になっております。その関係で、引き続き再任を求めることとしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、日程第6、議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員のうち、岡田恕枝氏が平成25年5月11日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、あらかじめ議会の皆様の同意をいただこうとするものでございます。

詳細は担当部長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（荘野 守君） 上程議案集の5ページをお願いします。

議案第2号教育委員の任命につき同意を求めることについて、下記の者を小豆島町教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めらるものでございます。

住所については小豆島町池田4584番地3。氏名が岡田恕枝氏。生年月日が昭和16年2月2日生まれ。平成25年2月27日提出。小豆島町長塩田幸雄。

提案理由につきましては、町長のほうから説明がございましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いします。

岡田恕枝氏の略歴でございますが、平成13年3月に北浦小学校校長を定年退職されまして、平成17年3月まで小豆島地区教育支援センターに勤務されておりました。現在、民生委員、児童委員としても活躍されております。

なお、7ページにつきましては、現在の委員の名簿を掲載しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例についてから日程第19、議案第15号小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例については、地域主権一括法の施行に伴う関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第3号から議案第15号までの地域主権一括法の施行に伴う関係条例案について提案理由のご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法によりこれまで主務省令で定める基準を参酌して条例を規定することが必要となったため、新規制定8件、一部改正5件を提案しようとするものであります。

詳細は担当課長に順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第7、議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例についての内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第3号小豆島町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の8ページをお開き願います。

これまで介護保険法等で定められていました事業者の指定に関する事務の基準や省令で定められていた介護サービスに係る基準について、地域密着型サービスに関して市町村の条例で定めることとなりました。

条例に委任されることとなりました事項は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員に係る基準、地域密着型サービス事業者の要件、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準の4項目でございます。

第1条において、これら4項目について町の条例に定めることとしております。

第2条では、指定地域密着型サービス等に係る町の基準につきましては、特別な理由がある以外は国の基準をもって町の基準とし、町の事情を考慮して国の基準を変更するものにつきましては、別表第1に掲げる事業の区分に応じて別表第2のとおり書類の保存期間、認知症対応型共同生活介護の入居定員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員について定めるほか、町の独自の基準につきましては第3条以下に定めることとしております。

第3条では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を29人以下とするものです。

第4条では、地域密着型サービス事業者の要件について、法人とするものがございます。

第5条では、非常災害時の連携協力体制の整備に関して規定するものがございます。

第6条では、研修の実施及び研修の機会の確保を規定するものがございます。

第7条には、オリーブによる健康づくりの推進を規定するものがございます。

第8条では、地域との交流を規定するものがございます。

第9条は、委任規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行すること  
しております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議の  
ほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 8、議案第 4 号小豆島町移動等円滑化のために  
必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についての内容説明を求め  
ます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第 4 号の小豆島町移動等円滑化のために必要な特  
定公園施設設置に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 14 ページをお開きください。

まず、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリ  
ー法第 13 条第 1 項の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設  
置に関する基準が地方公共団体のほうの条例に委任されることになりました。それ  
を受けて、特定公園施設を持っております小豆島町としまして条例を定めるもの  
でございます。

まず、第 1 条は、この条例の趣旨を定めております。バリアフリー法の規定で  
ございます。

第 2 条は、用語の定義として、法において使用する用語の例と定めております。

第 3 条は、条例で定める基準の適用除外規定を定めております。

第 4 条は、園路及び広場の基準を定めており、第 1 号は出入り口、通路、階段及  
び傾斜路の基準、第 2 号は転落防止柵等の基準、第 3 号は特定公園施設と主要な公  
園施設の接続について定めております。

第 5 条は、屋根つき広場の基準を定めるものでございます。

第 6 条は、休憩所、管理事務所の基準を定めるものでございます。

第7条は、駐車場の基準を定めており、車椅子使用者の駐車施設の基準を定めてございます。

第8条は、便所の基準を定めております。第1項では便所の基準一般を定めており、第2項では1以上の便所を多機能便所とすることを定めております。

第9条は、水飲み場、手洗い場の基準を定めております。

第10条及び第11条は、掲示板、標識の基準を定めてございます。

第12条は、規則への委任を定めております。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。以上、簡単でございますが、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第5号小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第5号小豆島町町道の構造の技術的基準等を定める条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の17ページをお開きください。

まず、根拠規定でございます。

道路構造令で定められている内容は条例で定め、同令が省令に委任いたしております専門技術的な事項は規則で定めることとし、政令等を参酌し、条例と規則を定めることとして提案させていただいております。

まず、第1条は、趣旨規定で、この条例の根拠条文を示すとともに、道路構造令と同じく一般的な基準を示すものであることを規定いたしております。

第2条は、この条例で用いる基本的な用語について定義いたしております。

第3条は、道路の区分が道路構造令で定められており、道路構造令の区分と異な

る区分を用いると体系的にわかりにくくなるため、同じ区分を用いることといたしております。

第4条から第6条までは、車道の車線に関する内容を定めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

第6条では、路肩について定めております。路肩には、道路の主要構造物の保護、故障車の待避スペース、余裕幅等の意義を有しているものでございます。

次ページの第7条では、歩道について定めております。第1項、第2項で歩道を設置する場合の規定、第3項から第5項で歩道の幅員等について定めております。

第8条は、歩行者の滞留の用に供する部分を設ける場合について定めております。滞留が起きます横断歩道、バス停留所等の付近での乗降でございます。

第9条は、道路の横断面の構造の一つである植樹帯についての規定でございます。

第10条は、道路の区分と並んで道路構造を決定する上で前提となる設計速度について定めてございます。

続きまして、第11条から第18条までは、道路の線形について定めてございます。

次に、第19条から第22条までにつきましては、道路面の構造に関する内容といたしまして、主に舗装に関することを定めております。

第23条につきましては、交差構造について定めております。

第24条から第29条までは、構造物、工作物等について定めてございます。

第24条は、待避所について規定しております。こちらのほうは、町道のほとんどであります第3種第5級の道路に設けることとなっております。その標準的な幅員は4メートルで、大型車等の車両の相互のすれ違いができないため、待避所の規定を定めてございます。

ページをめくっていただきます。

第30条及び第31条は、これ以前の規定で定められている基準について包括的に

特例を定める場合を定めております。このまま使用することが合理的でない基準の適用を包括的に外す特例措置を定めてございます。

第 32 条は、道路法 45 条第 3 項に規定されておる道路標識の寸法を規定いたしております。ただし、法で委任された道路標識は案内標識及び警戒標識並びに附置される補助標識に限られておるものでございます。

第 33 条は、技術的基準等についての規則委任を定めております。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとともに、経過措置として既に工事着手している工事中の道路には適用除外とすることといたしております。以上、簡単ですが、議案第 5 号の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 10、議案第 6 号小豆島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第 6 号小豆島町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について説明を申し上げます。

上程議案集の 29 ページをお願いいたします。

まず最初に、条例で基準省令と同様の内容を条例で規定し、各施設の構造の詳細等、条例改正によらず機動的に対応する必要がある内容となる専門技術的内容については規則規定とさせております。

新規条例の内容について説明させていただきます。

第 1 章、総則として、第 1 条で趣旨規定、条例で定める道路移動円滑化基準が、町が道路管理者である町道に関するものであることを規定いたしております。

第 2 条で定義規定、関連法及び関連条例の定義をかりることとした上で、それで



カバーできない用語について定義いたしております。特に一括法により、町道の構造の技術的基準の主要部は、道路構造令でなく議案第5号の道路構造条例で定めることとなりますことから、この議案第6号は道路構造条例の督促的な位置づけとなりますことから、法及び小豆島町町道の構造の技術的基準を定める条例を定義いたしております。

また、補足用語としては、法及び省令と同じく、第1号で有効幅員、第2号で車両乗り入れ部、第3号で視覚障害者誘導用ブロックの3用語を定めております。

第2章でございます。歩道について規定いたしております。

第3条で歩道の設置規定を定めております。

第4条から第10条までは、設置する歩道の幅員、舗装等について定めております。

ページをめくっていただきます。

第3章では、第11条から第14条において案内標識、視覚障害者誘導ブロック、休憩施設並びに照明施設を設ける場合について、それぞれ規定いたしております。

第15条で規則委任を定めております。

附則の第1項で平成25年4月1日から施行すると定め、第2項以下では基準省令の附則に定められております経過措置を引き継ぐものでございます。以上、簡単ですが、議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第7号小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第7号小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の技術的基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 33 ページをお願いいたします。

上程の議案第 7 号の小豆島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の内容は、参酌基準であります河川管理施設等構造令でございますが、一級及び二級河川の基準の準用のため、大規模河川に係る基準が数多く含まれております。また一方、準用河川である小規模河川については、河川管理施設のうち、現在設置されておらず将来も設置予定のない基準については整備しなくてもよいものとされております。この方針に従って基準省令を参酌し、ダムの規定を除いて条例を定めております。

上程議案は第 9 章で構成されております。

第 1 章、総則。第 1 条は、この条例の趣旨を定めております。

第 2 条は、この条例における用語の定義を定めるもので、基準政省令のとおりとなっております。

第 2 章、堤防は堤防の構造基準を定めるものでございます。第 3 条から第 15 条まででございます。

ページをめくっていただき、第 3 章、床どめで、床どめの構造基準を定めるものでございます。なお、床どめとは、河川の河床の洗掘を防いで、河川の勾配を安定させるために河川を横断して設けられる施設のことでございます。第 16 条から第 19 条まででございます。

ページをめくっていただき、第 4 章、堰の構造基準を定めるものでございます。第 20 条から第 27 条までとなっております。堰とは、水をせきとめ水を取水するためや、水深流量を調節するために河川を横断してつくられるものでございます。

第 5 章は、水門及び樋門の構造基準を定めるものでございます。第 28 条から第 35 条まででございます。水門及び樋門は、洪水、高潮等の防御、または用水のとりいのために設けられる構造物を申します。水密性を有し、全閉が可能な門扉を有

しているものでございます。上部が開放されているものを水門、暗渠構造のものを樋門と申します。

ページをめくっていただき、第6章は、揚水機場、排水機場及び取水塔の構造基準を定めるものでございます。第36条から第41条まででございます。いずれも水をくみ上げるための施設のことを定めております。

第7章は、橋の構造基準を定めております。第42条から第49条まででございます。

ページをめくっていただき、ページ41ページの中ほどからの第8章、伏せ越しの構造基準を定めるものでございます。第50条から第54条まででございます。伏せ越しとは、用水路及び排水路が河川と交差する場合において、河床の下を横断するものでございます。

ページをめくっていただき、第9章は、雑則でございます。第55条から第57条まででございます。

第2章から第8章までのそれぞれの施設の規定について適用除外や特例を定めるものでございます。

最後に、附則の第1項で、平成25年4月1日から施行するものと定めております。

第2項以下は、基準省令の附則に定められている経過措置を引き継ぐものでございます。以上、簡単でございますが、議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第8号小豆島町都市公園条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第8号の小豆島町都市公園条例の一部を改正する

条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 45 ページをお開きください。

まず、条例の形式といたしましては、既に都市公園の配置及び管理について定めた小豆島町都市公園条例を制定いたしております。今回の条例委任事項も都市公園条例の内容でございますので、一部改正という形をとらせていただいております。

改正箇所の説明です。

条例一部改正については、都市公園法施行令の内容に準じております。

また、都市公園法の運用に関する技術的な事柄、国土交通都市局、都市公園法運用指針に準じております。

それでは、新旧対照表によって説明させていただきます。

第 1 章から第 3 章までの章立てを行っております。

まず、第 1 章を総則とし、第 1 条の次に第 1 章の 2 として章を設け、委任事項であります都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を第 1 条の 2 から第 1 条の 5 で定めております。

第 1 条の 2 で、バリアフリー法の規定を定めることをうたっております。

第 1 条の 3 の条文で、町の区域内公園の住民 1 人当たりの公園敷地面積を 10 平方メートル以上とし、市街地の公園の住民 1 人当たりの敷地面積を 5 平方メートル以上と政令に準じた標準値を定めております。条例で面積を定めるに当たり、平成 23 年度末の人口をもとに算出された小豆島町における町の公園面積は、内海ダム再開発の公園整備が整備されますと、ちょうど 10.344 平方メートルとなり、また市街地となる都市公園区域ですと 5.038 平方メートルとなっており、政令の基準を準用して条例で定めても特に問題はない状況となっております。

次に、第 1 条の 4 の条文で公園の配置及び規模を定めております。

第1条の5の条文で公園施設の建築面積を定めております。

次に、今回改正を検討する中で、管理面でトラブルが多い事案に対応した規定を追加いたしております。

第2章の第5条で行為の禁止についての項目に、第5号として、公園の行為の禁止項目に、公園及び公園施設の利用者の安全を損なうおそれのある行為をすることを追加しております。追加した理由といたしましては、現在も時々見受けられる公園におけるゴルフ練習等の危険行為に対応しやすくするためでございます。

最後に、第3章として、罰則の章立てを行っております。

附則といたしましては、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。以上で簡単でございますが、議案第8号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第9号小豆島町都市下水路条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第9号の小豆島町都市下水路条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の51ページをお開きください。

まず初めに、この条例の一部改正は、小豆島町都市下水路条例に都市下水路の構造の技術上の基準を挿入した形としております。今後の規定の順序に従い、根拠法が下水道法第28条の第2項なので、法第29条第1項の許可に関する規定の前とし、一部改正前の都市下水路条例において第3条で法第29条第1項の許可に関する規定を定めているため、その前に第2条において枝番をつけて第2条の2から第2条の6までとして規定しております。

まず、第2条の2において、法第28条の第2項により対応したことを定め、具体的な構造基準は第2条の3から第2条の5に規定したことを示しております。

第2条の3では、都市下水路の排水施設、処理施設と保管施設について共通する構造基準を第1号から第5号で規定し、第3号、第5号では規則委任の項目としております。

第2条の4では、排水施設の構造基準を第1号から第5号で規定し、第1号の排水暗渠の断面積につきましては規則委任いたしております。

第2条の5は、第2条の3と第2条の4の規定の適用を除外する場合を定めるもので、一時的に使用されるもので、構造基準をそのまま適用することが不適當な場合について適用除外としております。

次に、第2条の6は、都市下水路の維持管理の基準について定めております。都市下水路は、開渠である区間も数多くありますもので、特に設けられるものでございます。

附則で、この条例は平成25年4月1日から施行するものといたしております。以上、簡単ですが、議案第9号の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第10号小豆島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第10号、第1条として、小豆島町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の55ページをお開きください。

まず、条例名でございます。小豆島町営住宅管理条例の題名から「管理」を除き、小豆島町営住宅条例と定めます。これは、現条例に整備に関する規定を追加するため、整備と管理の両方を定めるものであることが読めるように名称変更いたしております。

次に、目次を置き、第1章、総則、第2章、町営住宅の設置、第3章、町営住宅

の管理、第4章、補則として章立てを行って、最後に附則を定めております。これは、公営住宅法の規定順序と同様に、管理の章の前に設置の章を設けるためでございます。また、実益のない条ずれを防ぐためや改正漏れを防ぐために、第2章、町営住宅の設置の第2条で枝条方式で新たに町営住宅の設置に関する条を追加いたしております。

それでは、56ページから説明させていただきます。

第2条の2から6までは、町営住宅の設置に当たっての基本的な概念、配慮事項、根幹的事項を規定いたしております。基準省令に規定されている内容を遵守しております。

第2条の2第1項は、町営住宅設置に関する事項で、住宅困窮者に低廉な家賃で賃貸し、居住環境が良好な賃貸住宅を設置するといたしております。

第2項では、住宅の名称、位置、戸数、具体的事項につきましては、規則委任といたしております。

第2条の3では整備基準とし、第2条の4から第2条の6の規定で健全な地域社会の形成に寄与することや、良好な住環境の確保や、建設及び維持管理費の費用の縮減への配慮を定め、これ以外の技術的基準細目については規則委任いたしております。

続きまして、第3章の町営住宅の管理の中の町営住宅の入居者の資格についてでございます。公営住宅法23条の一部改正及び公営住宅法施行令第6条第4項及び第5項第1号、第2号及び第3号が改正となり、引用法令名等が使用できなくなったため明記いたしております。なお、ア、イ、ウに定めております金額21万4千円及び15万8千円は、現行の上限金額と同じで変更はされてございません。

次に、ページをめくっていただき、法制執務の決まりにより第10条第3項の条文中の第1項または第2項のくだりの「第2項」を「前項」に改めております。

次に、第 11 条第 1 項において、公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、この規定の条文が削除されました関係で、条例において明記する必要があり、第 2 項の承認をしてはならない規定、除外規定、また第 3 項の暴力団員の同居の禁止を規定しております。

次に、第 4 章を補則といたしております。

最後に附則で、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

続きまして、議案第 10 号第 2 条の小豆島町営改良住宅管理条例の一部改正につきましては、第 1 条の小豆島町営管理条例の一部改正と重複する改正内容と、条例名称の変更及び規則制定に伴うものでございます。

上程議案集の 59 ページをお願いいたします。

まず、入居資格である第 4 条第 2 項の「小豆島町営住宅管理条例規則」を「規則」に改正いたします。こちらのほうの規則に直すのは、今回小豆島町営改良住宅管理条例規則に入居資格を新たに定めたためでございます。

第 2 項第 3 号の根拠規定である公営住宅法の施行令の制定番号を追記いたしております。

第 2 項第 3 号、アについては、公営住宅法 23 条の一部改正及び公営住宅法施行令第 6 条第 2 項が改正となり、引用法令名等が使用できなくなったため、規則で定めることを明記いたしております。

次に、住宅の管理の第 9 条第 1 項と第 2 項の条文にある「小豆島町営住宅管理条例」を議案第 10 号第 1 条で説明しました条例の一部改正により名称変更となる「小豆島町営住宅条例」に改正いたします。

附則といたしまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものとしております。以上、簡単でございますが、議案第 10 号の説明を終わります。ご審



議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 15、議案第 11 号小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例についての内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 11 号小豆島町水道事業の剰余金の処分等に関する条例につきましてご説明いたします。

上程議案集 62 ページをお開き願います。

本条例は、第 1 次地域主権一括法により地方公共団体の経営の自由度を高めるため、地方公営企業法第 32 条が改正され、減債積立金、利益積立金の積立義務等が廃止され、また条例等により利益及び資本剰余金の処分等が可能となるため、新たに条例を制定するものでございます。

第 1 条は、趣旨で、地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき小豆島町水道事業における剰余金の処分等に必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条第 1 項は、毎事業年度利益が生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは当該残額の 20 分の 1 を下らない金額を減債積立金または利益積立金に積み立て、さらに残額を建設改良積立金に積み立てることができる内容でございます。

第 2 項は、積立金の目的以外の用途には使用することができないとするものでございます。

第 3 項では、ただし議会の議決を経た場合については、目的以外の用途に使用できるものとしております。

第 3 条第 1 項は、毎事業年度で生じた資本剰余金を源泉別に当該内容を示す名称に付した科目に積み立てなければならないという内容でございます。

第 2 項は、資本剰余金の処分の方法、順序を定めるものでございます。

第3項は、補助金等で取得した資産が譲渡、撤去等により損失が生じたとき、資本剰余金をもって直接損失を補填できると定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第12号小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についての内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第12号小豆島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましてご説明をいたします。

上程議案集64ページをお開きください。

本条例は、第2次地域主権一括法による水道法第12条及び第19条第3項の改正により、従来は水道法施行令で規定されていた布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格については、水道事業者である地方公共団体はこれらの事項を法令の規定を参酌して条例で定めることとされたことにより、新たに条例を制定するものでございます。

第1条は、この条例の趣旨を定めております。

第2条は、布設工事監督者を配置する工事について規定しております。

第3条は、布設工事監督者の資格について規定しております。

第4条は、水道技術管理者の資格について定めております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） ここで暫時休憩します。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 11 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、議案第 13 号小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例についての内容説明を願います。介護老人保健施設事務長。

介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 議案第 13 号小豆島町介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集 67 ページをお開き願います。

提案理由につきましては、先ほど説明しました水道事業の剰余金の処分等に関する条例と同様でございます。

第 1 条は、趣旨で、地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、小豆島町介護老人保健施設事業における剰余金の処分等に必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条第 1 項は、毎事業年度利益が生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときはその利益をもってその欠損を埋め、なお残額があるときは当該残額の 20 分の 1 を下らない金額を減債積立金または利益積立金に積み立て、さらに残額を建設改良積立金に積み立てることができる内容でございます。

2 項は、積立金の目的以外に用途を限定するものでございます。

3 項では、ただし議会の議決を経た場合については、目的以外の用途に使用できると定めるものでございます。

第 3 条第 1 項は、毎事業年度で生じた資本剰余金を源泉別に当該内容を示す名称に付した科目に積み立てると定めるものでございます。

第2項は、資本剰余金の処分の方法、順序を定めるものでございます。

3項は、補助金等で取得した資産が譲渡、撤去等により損失が生じたときに、資本剰余金をもって直接損失を補填できると定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第14号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 議案第14号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

上程議案集の69ページをお開きください。

今回の改正は、地域主権一括法により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項が改正されたことに伴い、市町村が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格については、環境省令で定める基準を参酌して条例において定めることとなったため、技術管理者の資格要件について新たに規定を定めようとするものであります。

新旧対照表の右の欄、改正前の第20条と第21条の間に、改正後は新たに21条として技術管理者の資格要件を1号から11号まで追加しております。

まず、1号と2号におきましては、技術士に関する要件を定めております。

1ページめくっていただきまして、3号においては、2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者としております。

4号から9号においては、学校教育法等に基づく各種の課程を修めた後、廃棄物

の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数についての要件を定めております。

10号におきましては、10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者としております。

11号におきましては、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者としております。

これらの内容につきましては、環境省令第17条で定めている資格要件と同じ内容としております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議案第15号小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 議案第15号小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の73ページをお願いします。

今回、土地改良法の一部改正につきましては、市町村の土地改良事業の実施に係る知事への同意を要する協議が知事への事後報告に改められました。そのようなことから、今回の法改正により小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

それでは、一部改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように

改正しようとするもので、新旧対照表の改正前の第 1 条中の下線部の第 96 条の 4 を改正後は第 96 条の 4 第 1 項に改正するものです。この改正は、法第 96 条の 4 第 2 項が新たに追加されたことにより、改正が必要となったものでございます。

次に、改正前の第 4 条中の下線部の第 113 条の 2 第 2 項を改正後は第 113 条の 2 第 3 項に改正するものでございます。この改正は、市町村が行う土地改良事業に係る工事完了公告を市町村が行うこととなったことから、土地改良法第 113 条の 2 第 3 項が根拠条項となるものでございます。

次に、74 ページの改正前の第 7 条中の下線部の第 96 条の 4 及び第 49 条を改正後は第 96 条の 4 第 1 項及び第 88 条第 1 項に改正するものでございます。第 96 条の 4 を 96 条の 4 第 1 項への改正は、先ほど 1 条で説明したとおりでございます。第 49 条を第 88 条第 1 項への改正は、災害のため急速に事業を行う場合に知事の認可が不要となったことから、法第 88 条第 1 項が新たな根拠規定となるものでございます。以上、簡単でございますが、小豆島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についての説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 20、議案第 16 号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 16 号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

これまで乳幼児医療の助成対象を小学校就学前までとしておりましたが、平成 25 年度から中学校卒業までの児童・生徒の入院に係る一部負担金を新たに助成対象とするため、乳幼児医療費から子ども医療費に改めるほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 16 号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集 76 ページでございます。

小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例のうち、まず括弧書きの小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正からご説明いたします。

現在、乳幼児医療費の助成対象年齢は、通院、入院ともに小学校就学前までとなっておりますが、新たに小学校 1 年から中学校卒業までの児童・生徒の入院医療費について助成対象とするもので、条例の名称のほか、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表により説明させていただきます。

まず、条例の名称ですが、新たに小学校 1 年から中学校卒業までの児童・生徒も対象となりますことから、条例名の中の「乳幼児」を「子ども」に改正します。

次に、第 1 条、目的でございますが、規定中、乳幼児の後に新たな対象となる児童・生徒を追加することから、乳幼児及び児童生徒（以下「子ども」という。）へ改正するとともに、同条中の「乳幼児」を「子ども」に改めます。

次に、第 2 条、定義におきましては、新たに対象となる児童・生徒の定義として「満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者のうち乳幼児以外の者」を追加するものでございます。

続いて、第 3 条、助成対象者では、改正前にあっては乳幼児（生活保護法の保護

を受けている乳幼児を除く)となつてございますが、改正におきましても同様の除外規定を設けるものでございます。改正前の乳幼児、括弧以下続きますが、これを子ども(以下「対象となる子ども」という。)に改め、第2号に適用除外規定として、第1号に生活保護法の対象者を規定します。

また、第2号に、重度心身障害者等医療費支給事業及び第3号にひとり親家庭等医療費支給事業の対象者を規定します。これは、新たに対象となる児童・生徒のうち、重度心身障害者及びひとり親家庭等に該当する者については県費補助事業でありまして、現在医療費が支給されているため本条例による助成対象としない旨を規定するものでございます。

ページをめぐっていただきまして、78ページです。

第4条、助成では、新たに「対象となる子どもに係る一部負担金等(児童生徒については、入院に係るものに限る。)」を追加するものです。

続いて、小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明します。

乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正によりまして、本条例中の関係規定について条例名の変更と所要の改正を行うものでございます。

まず、第3条、対象者ですが、第2項第2号中の「乳幼児」を「子ども」に改めます。

また、本条第2項の規定は、ひとり親家庭等医療費の適用除外規定であるため、子ども医療費が優先する乳幼児については、本条例の支給対象者とし不在旨の規定を設けますことから、改正後の第2項第2号中、「対象となる子ども」の後に「(満6歳に達する日の翌日以降、最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の31日までの間にある者を除く)」との規定を追加するものです。これは、ひとり親家庭等医療費支給については、ゼロ歳から就学前までは対象とし不在旨の規定で



す。

附則としまして、施行期日を平成 25 年 4 月 1 日として、経過措置として 2 項、3 項におきまして平成 25 年 4 月 1 日前に受けた保険給付に係る医療費の助成、また医療費の給付については、なお従前の例によるものがございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 21、議案第 17 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 22、議案第 18 号小豆島町病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 17 号、議案第 18 号について提案理由のご説明を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法令の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められました。

この改正に伴い、同法を引用する関係条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 17 号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集 80 ページでございます。

小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例及び障害者自立支援法の一部改正によ

り、本条例中の関係規定について条例名及び法律名の変更と所要の改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第3条、対象者ですが、第2項第2号中の「乳幼児」を「子ども」に改めます。

また、第2項の規定は、重度心身医療費の適用除外規定であるため、障害者であっても子ども医療費が優先する乳幼児については、本条例の支給対象者とし不在旨の規定を設けますことから、第2項第2号中、「対象となる子ども」の後に「（満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く）」を規定するものでございます。これもゼロ歳から就学前までは対象とし不在旨の規定でございます。

次に、第5条、医療費の支給関係ですが、障害者自立支援法の一部改正によりまして法律名が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されるため、本条第3項第2号中の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものです。

附則としまして、施行期日を平成25年4月1日とし、経過措置として、平成25年4月1日以前に受けた医療の給付については、なお従前の例によるものとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第18号小豆島町病院事業の設置等に関する

る条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 83 ページをお願いいたします。

今回の改正は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることにより、小豆島町病院事業等の設置等に関する条例及び内海病院の使用料及び手数料条例の中の法律名を改正するものでございます。

まず、小豆島町病院事業の設置等に関する条例でございますが、改正前第 2 条第 5 項の「障害者自立支援法」を、改正後では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。

続きまして、内海病院の使用料及び手数料条例についてでございますが、これも改正前の第 2 条第 5 号にあります法律名を先ほどと同様に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、簡単でございますが、説明のほうを終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 23、議案第 19 号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 19 号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例について提案理由のご説明を申し上げます。

強い感染力を持つ新型インフルエンザの大規模な流行、パンデミックに備えるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたところであります。

この法律に基づく緊急事態措置において、適切かつ迅速な対策を講じるための組織、危機管理体制の整備について、新たに条例を定めようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議ほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 19 号小豆島町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

上程議案集 86 ページでございます。

国におきましては、平成 24 年 5 月 11 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されました。この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命及び健康を保持し、国民の生活、経済に及ぼす影響を最小に抑えることを目的とするもので、市町村に対して対策本部の設置などを求めていることから、本条例を制定しようとするものであります。

第 1 条におきましては、対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としています。

第 2 条では、対策本部に本部長、副本部長、本部員の職務を定め、必要な職員を置くことができるとするものでございます。

第 3 条は、対策本部の会議の招集や本町の職員以外の者の出席についての規定でございます。

第 4 条は、必要に応じて対策本部に部を置くことができる旨の規定でございます。

第 5 条では、委任の規定を定めたものでございます。

なお、施行につきましては、法の施行の日からとするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 24、議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条

例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地域経済の発展と雇用機会の拡大を図り、新しい産業づくりによって地域を元気にすることを目的とし、新規企業の進出、既存企業の規模拡大及び起業に対する支援策について、新たな条例を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 議案第 20 号小豆島町新しい産業づくり条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 88 ページをお願いいたします。

本条例は、新規企業の進出を目的とした小豆島町企業誘致促進条例と起業に対する支援を目的とした小豆島町起業家支援事業補助金交付要綱を一つにして、助成要件等を緩和及び拡大することによって、より充実されるとともに、既存企業の規模拡大等の目的を加えた形で新たに条例制定をするものでございます。

第 1 条が目的でございますが、新規事業の進出、既存企業の規模拡大及び起業に対する支援を行うことにより、地域経済の発展と雇用機会の拡大を図り、新しい産業づくりによって地域を元気にすることを目的としております。

第 2 条は、定義になっておりますが、第 1 項が特定事業の規定でございます。従来の企業誘致促進条例は、日本標準産業分類に掲げる製造業、または旅館業、もしくはゴルフ場業としておりましたが、本条例では情報通信業、専門サービス業、社

会保険、社会福祉、介護事業及び町長が特に認める事業を新たに追加いたしております。

第3条が助成措置でございまして、従来の企業誘致促進条例は、新たに事業所を建設する企業、倒産もしくは廃業した企業が保有する事業所を取得して事業を再開する企業といたしておりましたが、本条例では、特別償却設備を新設もしくは増設する企業を追加いたしております。

第4条が、助成対象企業の指定でございまして、町長は次に掲げる第1号及び第2号に該当する特定企業のうち適当と認める者、及び第3号に該当する特定企業について前条第1項の規定による助成の対象企業に指定するものとしております。ただし、他の法令等により、固定資産税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象となる特定企業については、他の法令等による措置期間中は当該助成措置の対象から除くものとし、他の法令等による措置期間終了後に当該助成措置の対象企業に指定するものとしております。

次に、第1号ですが、従来の企業誘致促進条例では、最初に賦課された年度における固定資産税の課税標準の基礎となる価格が3千万円を超えるものに限定しておりましたが、本条例では、新設もしくは増設する特別償却設備の取得価格の合計額が2,700万円を超えるものを追加いたしております。

また、第2号は、従来の企業誘致促進条例では、新たに増加する常時雇用の従業員数が10人以上といたしておりましたが、本条例では、当該特定事業所の設置または再開に伴い、新たに増加する常時雇用の従業員数が5人以上のもの、または常時雇用の従業員数が10人以上のものとし、第3号で、今後の産業の活性化に資すると町長が認めるものを追加いたしております。

第5条は、助成金の交付申請、第6条が起業家に対する助成対象起業の規定になります。助成対象事業につきましては、従来の起業家支援事業補助金交付要綱の規

定と同様ですが、第 1 号の要件のうち、アにつきまして、製品やサービスに独創性が認められることに「小豆島において」という文言を追加し、独創性の範囲を緩和いたしております。

第 7 条は、助成対象経費、第 8 条が助成金額の規定となっております。指定企業に対する助成金は、事業開始後最初に賦課された年度から 6 年間に限り交付するとして、助成対象期間を従来 of 企業誘致促進条例の 3 年間から 6 年間に拡大いたしております。これは、最初の 3 年間は、当該事業所に賦課された固定資産税額、4 年目は当該固定資産税額に 4 分の 3 を乗じた額、5 年目は当該固定資産税額に 2 分の 1 を乗じた額、6 年目は当該固定資産税額に 4 分の 1 を乗じた額を限度として緩和期間を設けたものでございます。

第 2 号の起業家等に対する助成金は、助成対象経費の 2 分の 1 以内で、50 万円以上 500 万円以下とし、従来 of 起業家支援補助要綱の規定の 250 万円から拡大いたしております。

また、第 3 号で、助成対象者が移住者である場合の助成金は、助成対象経費の 2 分の 1 以内で 50 万円以上 600 万円以下としており、100 万円の上乗せをするようにしております。

第 9 条が助成金の変更交付申請、第 10 条が実績報告、第 11 条が助成金の額の確定、第 12 条が助成金の請求、第 13 条が助成金の交付、第 14 条が指定及び交付決定の取り消し、第 15 条が助成金の返還、第 16 条が延滞金、第 17 条が助成金の経理等、第 18 条が助成金措置の承継、第 19 条が報告及び調査、第 20 条が委任についての規定になっております。

なお、附則といたしまして、施行期日は平成 25 年 4 月 1 日からとし、小豆島町企業誘致促進条例は廃止するとしております。

また、経過措置として、この条例の施行の日前におきまして、前項の規定による

廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすとしたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 25、議案第 21 号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 21 号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

不足する助産師の処遇を改善し、今後の継続的な人材確保を図るため、新たに分娩手当を支給することとし、支給に必要な規定を整備しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 内海病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第 21 号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

上程議案集 94 ページをお願いいたします。

内海病院は、小豆医療圏の中で唯一お産に対応できる医療機関でございますが、平成 18 年には 6 名でありました助産師が 3 名に減少するなど助産師の確保に苦慮しておりまして、今年度は県内の他の医療機関からの助産師の派遣の応援を受けまして助産業務を維持している状況でございます。このため、不足しております助産師の処遇を改善し、継続的な確保を図ることを目的に、現在医師のみに支給されております分娩手当の支給対象を助産師にも拡充しようとするものでございます。

改正の内容は、第 13 条中の「医師」の後に「及び助産師」を加えるものでござ



います。

なお、この条例は、附則としまして 25 年 4 月 1 日から施行するものとしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 26、議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地籍調査の成果情報は、これまで無償で提供してまいりましたが、情報請求者の全てが関係する土地の利害関係者に限られる状況でございます。今回、受益と負担の公平性の観点から、新たに情報提供に係る費用を請求者に求めようとするものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 議案第 22 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の 95 ページをお願いいたします。

この改正は、手数料条例のその他手数料として新たに公共基準点の測量成果などの謄本及び抄本の交付について手数料を徴収しようとするものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

条例の第 2 条関係の別表でございます。

改正後の欄にありますように、新たに測量成果表、網図、点の記を加えております。いずれも、測量に利用する公共基準点に関するデータであり、測量成果表とは基準点の座標を記したもので、その基準点が地球上のどこに位置するかを示したものです。この座標をもとにして各種の測量が行われます。網図とは、基準点の配置図のようなもので、基準点間の位置関係を図示しており、基準点の方向や距離、見通しがきくかどうかなどを確認するために利用するものです。点の記は、個々の基準点の設置場所や設置している土地の所有者の情報、基準点までの道のりなどを記したものでございます。これらのデータは、主に土木工事や建築工事などの測量や土地の売買のために筆界を明らかにするための測量などに利用されるものです。施主などから委託を受けた測量設計業者や土地家屋調査士が利用をいたしております。

今回、対象としておる基準点は、町は安田、木庄地区で設置した基準点 20 点と、国が橘地区、坂手地区の国県道で山間部に設置した山村境界基本調査の基準点 306 点でございます。

手数料につきましては、国の測量法施行令第 9 条別表で定められている金額を設定いたしております。

本改正条例につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行することといたしております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 27、議案第 23 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 23 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

池田中学校と内海中学校の統合に関する検討項目のうち、学校名に関する検討結

果を新しい中学校づくり有識者会から答申いただきました。この答申を受け、新しい中学校の校名を小豆島中学校に決定したいと考え、中学校の設置に関する規定を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 97 ページをお願いします。

議案第 23 号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてでございますが、次の新旧対照表のほうをお願いします。

改正前の第 3 条でございますように、小豆島町立池田中学校、位置が小豆島町池田 2060 番地 1、下の小豆島町立内海中学校、小豆島町片城甲 44 番地 1 を、改正後でございますように、名称を小豆島町立小豆島中学校、位置につきましては現在の内海中学校の位置、小豆島町片城甲 44 番地 1 に改正しようとするものでございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 教育部長。

教育部長（莊野 守君） 失礼しました。

附則でございますが、この条例につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 28、議案第 24 号小豆島町県営土地改良事業分

担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 24 号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県が行う中山間地域総合整備事業のうち、ため池に係る受益者分担金の取り扱いが改正されたため、同条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 議案第 24 号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の 99 ページをお願いします。

今回、香川県では中小規模のため池の整備が遅れていることから、ため池事業の農家負担の軽減を図るためガイドラインの見直しを行ったことにより、小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例について所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとし、24 年度事業分から適用するものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

別表の事業名、県営中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備）を改正後は県営中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備）に「ため池以外」と「ため池」を追加し、分担金の額は当該年度の補助対象事業費の 5 %の額をため池につきましては 2 %の額に改正するものでございます。

また、事業名、県営ため池等整備事業（小規模）分担金の額は、当該年度の補助

対象事業費の7%の額を4%の額に改正しようとするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第29、議案第25号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第25号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

橘簡易水道事業を上水道事業に統合し、岩谷簡易水道の料金体系をこれまでの定額制から従量制に変更するため、関係条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第25号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

上程議案集101ページをお開きください。

平成25年度から橘簡易水道事業は小豆島町水道事業に統合することから、小豆島町水道事業給水条例等の一部改正を行うものです。

101ページから104ページの小豆島町水道事業給水条例新旧対照表で説明いたします。

改正点につきましては、上水道の水道料金に橘地区における現在の給水料金を加えるものです。

別表第1は水道料金でございます。

別表第2がメーター使用料、103ページの別表第3が検査手数料、104ページが

廃止手数料、別表第 4 が加入分担金となっております。

次に、105 ページをご覧ください。

小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部改正について説明いたします。

橋簡易水道が統合することによりまして、別表第 1 の橋簡易水道を削除しております。

また、別表第 2 の 2 の「橋及び」を削除いたしました。

次に、岩谷簡易水道は、現在定額制であります、それを従量制に移行するものでございます。

それに伴いまして、別表第 2 の 1、中山及び当浜簡易水道の水道料金表に岩谷を加えるものでございます。

また、106 ページの 3 の「岩谷及び」を削除いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 25 年 4 月請求分の水道料金から適用することとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 30、議案第 26 号小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 26 号小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

介護給付費等の支給審査を小豆島町と土庄町が合同して、小豆広域行政事務組合に設置する障害程度区分認定審査会において行うこととしたため、本条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第 26 号小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 108 ページでございます。

提案理由としまして、小豆郡内における障害程度区分認定審査会につきましては、それぞれの町で行ってまいりましたが、小豆島町と土庄町の合同で小豆広域行政事務組合障害程度区分認定審査会として行っておりますので、本条例を廃止するものでございます。

小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止する条例、小豆島町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例は廃止する。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は 1 時から。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長から議案第 25 号小豆島町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、表に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので、申し出を許可します。  
水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 25 号、ページでいいますと 104 ページ、別表第 4 の表で、メーターの口径の表示が 1 行ずれておりました。本日の会議終了後差しかえさせていただきたいので、よろしくお願いたします。以上です。

具体的に言いますと、13 ミリの下に 20 ミリの表示を 1 つ加えなければならなかった。あとは、もうずれております。次が 25 ミリ、40 ミリ、50 ミリ、75 ミリが最後ということで、この表に……

はい。

（「13 ミリが出てきます」と呼ぶ者あり）

ええ、一番下に 13 ミリが出ております。20 ミリを加えるということで、それは新旧両方同じということで、それで差しかえさせてまいりたいと思うので、よろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 31、議案第 27 号小豆島町土地開発公社の解散について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 27 号小豆島町土地開発公社の解散について提案理由のご説明を申し上げます。

合併前の内海町において、昭和 49 年に設置した土地開発公社は、公共事業における公有地の先行取得をその使命として活動し、合併後も坂手運動公園、吉野最終処分地等の用地取得を行ってまいりました。しかし、公共事業の目的が開発から維持更新へ移りつつある中、公有地の先行取得を目的とする土地開発公社は一定の使命を終えたものと判断し、同公社を解散しようとするものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願申し上げます。



議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 議案第 27 号小豆島町土地開発公社の解散についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 109 ページをお願いいたします。

先ほど町長のほうから提案理由にもございましたが、この土地開発公社というものでございますけれども、昭和 47 年 6 月に公有地の拡大の推進に関する法律が制定されました。当時の土地ブームの中、業者による土地の買い占めが行われるのに対し、公共用地の確保を容易にするため、土地の先行取得を行うことによりスムーズな社会資本整備を行うために設置が可能となったものでございます。

旧内海町では、昭和 49 年に公社設立以来、小豆島町でも存続することが議会で議決され、今日に至っております。

これまでに公営住宅用地、河川の改修用地、公園用地、廃棄物処分用地などを取得してまいりました。しかしながら、平成 20 年代に入ってから、事業ごとに施設整備に当たりまして、土地開発公社による用地の先行がなくとも容易に用地が確保でき、将来的にもこうした安定状態が続くものと思われまます。よって、土地開発公社の存在意義がなくなった、その使命を終えたとの考えから、解散をしようとするものでございます。

解散につきましては、去る 1 月 22 日に開催された小豆島町土地開発公社理事会におきまして、出席委員全員の同意を得ております。現時点におきましては、平成 21 年 3 月以降、土地開発公社において所有しております土地はございません。解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条の規定により町議会の議決が必要となりますことから、今議会に上程させていただいております。

今後についてでございますけれども、議会の議決をいただければ、香川県に

申請を行い、解散の認可を受けた後、財産の清算に入り、残余分につきましては町のほうへ引き渡すということになっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 32、議案第 28 号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 28 号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

デジタルカメラなどに含まれる金、銅、レアメタルなどの再資源化の促進を目的とする使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が公布され、使用済み小型家電の回収及び認定事業者への引き渡し各市町村の責務とされたところであります。今後、使用済み小型家電の回収体制の整備、制度上の諸問題に対して、定住自立圏市町が連携して取り組むに当たり、協定の一部を変更しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 議案第 28 号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の 110 ページをお願いいたします。

瀬戸・高松広域定住自立圏につきましては、平成 21 年 3 月定例会におきまして、小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を設置し、続きまして平成 21 年 12 月には協定の締結についてのご議決を賜り、これに基づきまして平成 22 年度か

ら各種事業を進めているところでございます。

今回の上程議案につきましては、現在の協定に新たに追加する事業が生じたこととあわせまして、条文を整備するためでございます。小豆島町と高松市との間において締結した瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更しようとするものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、新旧対照表に甲及び乙という表記が出てまいりますけれども、甲が高松市、乙が小豆島町というふうに読みかえていただきましてご理解いただけますようお願い申し上げます。

まず、第3条第1項第1号(2)結びつきやネットワークの強化の力、その他の欄でございますけれども、変更前は(ウ)環境学習の推進と(エ)環境負荷の少ない自動車の普及促進とありましたものを、変更後で(ウ)環境への配慮としてまとめますとともに、使用済み小型電子機器等のリサイクル事業を追加しようとするものでございます。

なお、ここで環境負荷の少ない自動車の普及促進についてというのが変更後に出てきますけれども、これについては内容の変更はなく、条文の整備のみでございますので、内容説明は省略させていただきます。

まず、a、取組の内容といたしまして、111ページの一番上のところでございますけれども、「および」以下が追加の項目になります。「およびレアメタルや貴金属などの再資源化や廃棄物の最終処分量の減量化を図り、環境に配慮した取組を推進する。」

b、甲の役割として「(c)乙との情報交換や課題等の検証を行い、連携して使用済み小型電子機器等のリサイクルを推進する。」という項目を追加しております。

また、c、乙の役割の中で、変更前の欄では「講座」とありましたものを、甲の

役割と同様に「環境学習講座等」に改めております。

また、「(c)甲と連携して使用済小型電子機器等のリサイクルを推進する。」を追加しております。

使用済み小型電子機器等のリサイクルにつきましては、平成 25 年度から役場庁舎内に回収ボックスを設置し、リサイクルに取り組む予定としております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 33、議案第 29 号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 29 号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことに伴い、同法を引用する規約の一部を変更しようとするものであります。

詳細については、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務部長。

総務部長（空林志郎君） 議案第 29 号小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてのご説明をいたします。

上程議案集 113 ページをお願いいたします。

広域行政事務組合規約につきましては、地方自治法第 286 条で関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されております。

また、同法第 290 条で、この協議は議会の議決を経なければならないとされているため、今議会に上程するものでございます。

改正される規約第 3 条第 1 項第 14 号でございますけれども、こちらのほうは広域の事務組合で共同処理する事務の内容でございますして、本人または家族から申請があった障害程度区分認定について該当するか否か、該当する場合はどの区分に該当するかについて審査、判定を行うものでございます。

改正内容につきましては、そちらの新旧対照表にありますように、条文中の障害者自立支援法、この名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことに伴うものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 34、議案第 30 号小豆医療組合規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 30 号小豆医療組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

当組合に対する負担金の割合を構成団体で協議の上、変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 30 号小豆医療組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

上程議案集は 116 ページからになります。

小豆医療組合負担金につきましては、小豆医療組合同約第 12 条第 2 項の規定により各町 2 分の 1 の負担割合となっておりますが、昨年 10 月 29 日付で土庄町から小豆医療組合に対しまして 25 年度以降の両町の負担割合の見直しについての申し出がありました。その後、両町で協議の結果、現在の両町 2 分の 1 の負担割合を、小豆地区広域行政事務組合におきます救急医療対策費負担金の例により組合同約を均等割 100 分の 20、人口割 100 分の 80 に変更することとし、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、116 ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。

変更しようとする部分は、小豆医療組合同約第 12 条の 2 項になります。現在の規約を右側に掲載しておりますが、アンダーラインの部分の「それぞれ 2 分の 1 とする。」を左側の「前項の負担金は、次の割合に基づき関係町が負担するものとする。」

第 1 号、均等割 100 分の 20、第 2 号、人口割 100 分の 80。

第 3 項、「前項第 2 号の人口割は直近の国勢調査の結果による算出するものとする。」に変更するものでございます。

第 4 項は、変更に伴う項ずれにより、3 項の「前項」を 4 項「前 2 項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 35、議案第 31 号小豆島町辺地総合整備計画の策定について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 31 号小豆島町辺地総合整備計画の策定について提

案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度から平成29年度までの新たな辺地総合整備計画を策定し、議会の議決を求めようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 議案第31号小豆島町辺地総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

上程議案集の119ページをお開き願います。

この件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を経て、小豆島町における辺地を整備するため、平成25年度から平成29年度までの辺地総合整備計画を定め、議会の議決を求めます。

平成20年6月議会におきましてご議決賜りました現在の小豆島町辺地総合整備計画が平成24年度で計画期間が満了するため、新たに平成25年度から平成29年度までの辺地総合整備計画を定め、財政上の特別措置を受けようとするものでございます。

小豆島町には、現在内海地区に13辺地、池田地区に6辺地、合計19辺地ございます。全町が辺地に指定されているということでございます。

上程議案集121ページをお願いいたします。

これは、現在想定されております事業の辺地債の対象となる事業計画がある8辺地のみを整備計画書となっております。

この計画書に掲げられていない辺地地区におきましても、新しく辺地債の対象となり得る事業が出た場合に、整備計画の追加変更により対応してまいりたいと思っておりますので、その節はご理解賜りたいと存じます。

ご案内のとおり、辺地の要件につきましては、同法施行令第1条に定められておりました、辺地の中心から5平方キロメートル以内の、人口が50人以上であり、かつ辺地の点数が100点以上のものとされております。

この辺地総合整備計画は、法律の名称のとおり、財政上の特別措置すなわち辺地債の適用を受けることが主目的の整備計画であるということをご理解を賜りたいと存じます。ちなみに、辺地債の充当率は原則100%、そこに普通交付税の算入率は80%となっており、有利な起債となっております。

事業契約の概要につきましては、整備計画書に掲げておりますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第36、議案第32号小豆島町道路線の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第32号小豆島町道路線の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

内海ダム再開発事業に伴い通行不能となった路線の一部を廃止するため、道路法の規定に基づき路線廃止について議会の議決を求めようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。



建設課長（尾田秀範君） 議案第 32 号小豆島町道路線の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の 122 ページをお願いいたします。

内海ダム再開発事業による新内海ダムの堰堤建設に伴い、町道の起終点変更をしようとする路線は、4 路線ございます。後山 1 号線、内海ダム線、内海ダム東線、裏神懸線でございます。

議案集 124 ページをお願いいたします。

総括図で水色に表示いたしております新内海ダムの堰堤と各路線の位置関係を示すとともに、赤色破線区間が各町道の廃止区間を示しております。また、緑色の破線は県により現在整備されております道路で、完成した後は内海ダム線と内海ダム東線の道路終点変更により道路整備が完了した後に議会に上程し、認定しようと考えている道路を表示いたしております。

まず 1 つ目の路線としまして、図面左中央の後山 1 号線は路線の起点変更で、表示地番が神懸通字後山 1875 - 2 から後山甲 1883 - 1 に変更。

ページ 125 の拡大図をご覧ください。

赤色破線の区間が約 110 メーターの延長が廃止となり、総延長が 456 メーターが 346 メーターに減少いたします。

続きまして、2 つ目の内海ダム線は、路線の終点変更で、表示地番が神懸通字ニゴラビ甲 2369 - 1 から柴中甲 1763 - 10 に変更となります。

ページ 126 ページに拡大図がございます。

赤色破線区間、延長約 365 メーターの延長が廃止となり、総延長が 1,021 メーターが 656 メーターに減少いたします。

3 番目の内海ダム東線は、路線の終点変更で、表示地番が神懸通字柴中甲 1829 番地から柴中甲 1748 - 2 に変更となります。

ページ 127 ページの拡大図のとおり、赤色破線区間の約 507 メーターの延長が廃止となり、総延長 647 メーターが 140 メーターに減少となります。

4 番目の裏神懸線は、路線の起点変更で、表示地番が神懸通字荒神甲 2462 番地から荒神甲 2464 番地に変更となります。

ページ 128 ページの拡大図のとおり、赤色破線区間、延長 189 メーターが廃止となり、総延長が 3,366 メーターが 3,177 メーターに減少となります。

以上、4 路線の起終点変更に伴う路線の一部廃止を行うもので、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 37、議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算から日程第 47、議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成 25 年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。

新年度一般会計予算につきましては、本定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、小豆島が元気になることを目指して編成しました。歳入歳出総額は 80 億円となっております。25 年度予算は、24 年度予算を除けば最大規模の予算案です。

予算の内容につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第 34 号から議案第 40 号で提案しています特別会計予算につきましては、国

民健康保険事業特別会計 23 億 923 万 1 千円、診療所事業特別会計 3,884 万 5 千円、後期高齢者医療事業特別会計 2 億 9,048 万 6 千円、介護保険事業特別会計 18 億 5,922 万 2 千円、介護サービス事業特別会計 9,427 万 8 千円、介護予防支援事業特別会計 772 万 5 千円、簡易水道事業特別会計 1,957 万円。

議案第 41 号から議案第 43 号で提案しております公営企業予算のうち、それぞれの収益的収支につきましては、水道事業会計で事業収益 4 億 9,613 万 5 千円、事業費用 4 億 8,765 万 2 千円、病院事業会計では事業収益 26 億 5,469 万 8 千円、事業費用 28 億 4,553 万 8 千円、介護老人保健施設事業会計では事業収益 3 億 3,135 万 2 千円、事業費用 3 億 5,499 万 1 千円となっております。

特別会計、公営企業会計予算につきましても、それぞれ担当部長及び課長から順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第 37、議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

企画振興部長（松本 篤君） 議案第 33 号平成 25 年度小豆島町一般会計予算についてご説明申し上げます。ちょっと花粉症で鼻が詰まって申しわけございません。お聞き苦しいかもしれませんが、申し上げたいと思います。

予算の 1 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を定めるものでございまして、歳入歳出それぞれ 80 億円としております。前年度と比較いたしますと 1 億 1 千万円、1.4%の減となっております。

第 2 条は、債務負担行為の規定でございまして、事項、期間、限度額を 6 ページをご覧くださいと思います。6 ページの第 2 表債務負担行為のように定めるものでございまして。

第3条は、地方債の規定でございまして、こちら6ページのほうの起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表地方債のように定めるものでございます。

戻っていただきまして1ページでございますが、第4条は一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができるといたしております。

続きまして、款項別の予算額につきましてご説明を申し上げます。

当初予算につきましては、例年と同様各常任委員会におきまして詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは主なもののみご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。予算書は2ページ、3ページでございます。また、予算書にあわせて配付しております別冊の資料は、2ページの平成25年度一般会計歳入予算総括表をあわせてご覧いただければ幸いです。

まず、1款町税15億2,446万4千円でございます。前年度と比較いたしますと4,778万9千円、3%の減となっております。町民税につきましては、平成23年税制改正による人口税率の引き下げの影響もございまして、2,275万3千円の減額を見込んでおります。また、固定資産税は、土地の時点修正による減などによりまして964万4千円の減、たばこ税も販売本数の減に伴いまして1,651万円の減額を見込んだことから、町税全体で減額となったものでございます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、平成24年度の実績見込み額により計上した結果、配当割交付金と自動車取得税交付金を除き、昨今の景気低迷等により減額となっております。

10款地方交付税34億4,700万円でございます。前年度と比較して1億円の増と

いたしております。まず、普通交付税でございますが、国の地方財政計画では、地方交付税が出口ベースで 2.2%の減となっておりますが、基準財政収入額、現年の町税の減でありますとか公債費算入額の増が見込まれますので、これまでの交付額等も勘案しながら、前年度に比較しまして 1 億円の増を見込んでおるところでございます。一方、特別交付税につきましては、前年度と同額の 3 億円を計上いたしております。

次に、11 款交通安全対策特別交付金 240 万円は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、12 款分担金及び負担金でございます。8,388 万 7 千円であります。前年度に比べまして 76 万 5 千円の微減となっております。こちらは、1 項分担金で県営のため池整備事業の事業費増と県営中山間地域総合整備事業のうち、古郷池の防災対策事業の実施により 320 万 1 千円の増額となりました一方、2 項負担金では保育所における広域入所者の減によりまして 396 万 6 千円の減としたことから、款全体では微減となったものでございます。

次に、13 款使用料及び手数料でございます。こちらは 1 億 7,383 万 2 千円、これは前年度に比べまして 874 万 3 千円、4.8%の減となっております。これは、サイクリングターミナルを瀬戸芸関係者の滞在拠点として活用するとともに、今後の利用方法を検討するモデル事業として活用することから、使用料が大きな減となったものでございます。

次、3 ページのほうになりますが、14 款国庫支出金でございます。4 億 7,948 万 7 千円でございます。前年度に比べまして 5,568 万 6 千円、13.1%の増となっております。これは、2 項国庫補助金で橘漁港の高潮対策に係る補助金 4,450 万円や中学校のスクールバス整備に係る補助金 1,150 万円の増とともに、3 項の委託金のほうで参議院議員選挙委託金 1,707 万 4 千円を計上したことが増額となった主要

因でございます。

15 款県支出金 4 億 7,361 万 1 千円でございます。前年度に比べ 4,118 万 3 千円、8.0%の減となっております。これは、2 項県補助金で、今年度、平成 24 年度に超高速ブロードバンド整備促進事業補助金 4,990 万円が皆減となったことが主な要因でございます。

次に、16 款財産収入 3,135 万 7 千円につきましては、内海ダム土捨て場に係る借地料が減となった一方、各種預金利子が増となったことから、トータルで 180 万 8 千円の減となっております。

17 款寄付金は、前年度と同額を計上させていただいております。

次に、18 款繰入金 5 億 2,721 万 6 千円でございます。これは、臨時財政対策債の発行を抑制するため、財政調整基金から 3 億 7,067 万 9 千円を、また瀬戸内国際芸術祭などに向けてふるさとづくり基金から 9,406 万円を繰り入れる一方、昨年度に電子カルテシステム整備等の財源とするために繰り入れました内海病院事業基金からの繰入金 1 億 500 万円が皆減したことなどにより、前年度に比べまして 1 億 5,206 万 7 千円の大幅な増となっております。

次に、19 款繰越金と 20 款諸収入は、前年度と大きな差異はございません。

歳入の最後になりますが、21 款町債 7 億 7,260 万円でございます。これは、みさき園大規模改修事業債 1 億 1,390 万円の増、地域振興基金造成債が 7,430 万円の増額となった一方、昨年度に光ファイバー整備事業に合併特例債を 4 億 7,400 万円、坂手港整備事業に過疎対策事業債 1 億 800 万円を計上しておりましたが、これが皆減となったため、前年度に比べ 3 億 30 万円の減となっております。

なお、昨年度は町債発行額が公債費の元金償還額を上回っておりましたが、本年度は下回っております。次年度以降も、本年度と同様に町債残高の抑制を目指したいと考えております。

次に、歳出予算でございます。予算書は4ページ、5ページ、資料のほうは3ページの平成25年度一般会計歳出予算目的別総括表をご覧くださいと思います。

それでは、1款議会費でございます。1億756万7千円で、前年度に比べ245万円の減となっております。これは、議員年金制度の廃止に伴う公費負担率の減によるものでございます。

2款総務費は13億9,522万6千円であります。これは、瀬戸内国際芸術祭に充てた経費や合併特例債を活用した地域振興基金積立金の増額など、1項7目企画費で計上した一方、昨年度に計上いたしました光ファイバー網整備事業に要する経費と県補助金を活用した基金積み立てが皆減したため、前年度に比べ3億3,415万1千円、19.3%の大幅な減となったものでございます。

次に、3款民生費16億295万5千円であります。民生費では、1項社会福祉費で保健・医療・福祉関係職修学資金貸付金の増や介護保険給付の増に伴う特別会計繰出金の増、また自立支援給付費の増などによりまして5,229万4千円が増加した一方、児童福祉施設と教育費のほうに児童福祉施設費を移行いたしました。また、子育て教育費のほうに保育所費のほうを組みかえたことによりまして、教育費のほうに2億円が移ったことから、前年度に比べまして1億5,659万4千円の減となったものでございます。

次に、4款衛生費12億2,543万6千円でございます。まず、2項清掃費で、新年度からみさき園の大規模改修事業に着手するため、1億1,986万4千円の増となっております。

3項水道費では、内海ダム水源開発費が2,080万円の減、また4項病院費では電子カルテシステムの整備負担金が皆減となった一方、新病院建設事業負担金を新たに計上したことによりまして、衛生費全体では前年度に比べ5,239万1千円の増となったものでございます。

5 款労働費 6,142 万 4 千円につきましては、前年度と大きな差異はございません。

次に、6 款農林水産業費 3 億 1,793 万 5 千円でございます。これは、1 項農業費のほうで単県土地改良事業の事業量が減となった一方、有害鳥獣や棚田活性化などの事業費が増となっております。

また、3 項水産業費で、橘漁港高潮対策事業が大幅な増となっていることから、前年度に比べまして 2,304 万 4 千円の増となったものでございます。

次に、7 款商工費 2 億 2,787 万 9 千円で、前年度に比べまして 208 万 4 千円の減となっております。こちらは、先ほども提案させていただきました新しい産業づくり条例に関する助成金が 1,824 万 9 千円の増額計上となった一方、オリーブ試験栽培地交流や城山でのトイレ整備が皆減となったことで、トータルで減となったものでございます。

次に、8 款土木費 6 億 46 万 3 千円で、前年度に比べ 4,149 万 8 千円の減となっております。これは、4 項港湾費で単独県費港湾建設事業や単独港湾建設事業の事業量が増した一方、坂手港のサイドランプゲートの整備負担金が皆減となり、港湾費で 404 万 6 千円の微増となっております。

一方、道路新設改良費が 1,427 万 3 千円の減、住宅管理費が 1,294 万 3 千円の減、改良住宅事業費が皆減したことなどによりまして、全体で減額となったものでございます。

9 款消防費 3 億 4,466 万 2 千円につきましては、前年度と大きな差異はございません。

次に、10 款教育費 12 億 1,716 万 6 千円になります。これは、先ほど民生費でも申し上げましたが、児童福祉施設費と子育て教育費を教育費のほうに、また就学前教育費の保育所費と子育て教育費を切りかえたことによりまして、約 2 億円の増となっております。



また、中学校を統合し、新しい中学校づくりに向けたスクールバスの交流や給食センターの増築、また管理用備品の購入など、中学校統合事業に1億778万円を計上したことから、前年度に比べまして3億1,564万8千円、35%の大幅な増となっております。

次に、11款災害復旧費ですが、前年度と同額を計上いたしております。

12款公債費8億8,651万9千円でございます。これは、合併以降に発行した合併特例債や臨時財政対策債の償還が始まったことから、前年度に比べまして5,302万5千円の増となっております。

13款諸支出金、14款予備費は前年度と同額を計上いたしております。以上、歳入歳出それぞれ80億円、前年度に比べ1億1千万円、1.4%の減となっております。以上、簡単ですが、平成25年度一般会計予算の概要につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。お聞き苦しい点があったことをおわび申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第38、議案第34号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第34号平成25年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の8ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億923万1千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借り入れの最高額

は1億円と定めるとする規定でございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたもので、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は同一款内での予算の流用をすることができるとするものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書で説明をさせていただきます。

お手数ですが、184ページをお開き願います。

歳入になります。1款国民健康保険税は、被保険者数や世帯数、課税所得の減少によりまして、対前年度323万6千円減の3億1,215万5千円を計上しております。

次に、めくっていただいて、186ページになります。

2款使用料及び手数料は、督促手数料で前年度と同額となっております。

3款1項国庫負担金は、保険給付費や後期高齢者医療への支援金支出額が伸びると予測されることから、757万9千円増の3億6,606万1千円を計上しております。

同様に、2項国庫補助金も微増の1億9,410万2千円となっております。

4款県支出金につきましては、財政調整交付金の増額により1億1,400万6千円としております。

5款療養給付費交付金は、退職者医療費の伸びによりまして4,481万2千円増の2億36万9千円としております。

6款前期高齢者交付金は、前期高齢者人口の増加により486万9千円増の5億3,376万2千円を計上しております。

188ページをお願いいたします。

7款共同事業交付金は、一般被保険者の高額医療費に対する交付金ですが、658万円減の2億6,577万3千円を計上しております。

8款財産収入は、財政調整基金の利子になりますが、利率の低下により68万7千円となっております。

9 款 1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金で 7,492 万 2 千円となっております。

2 項基金繰入金は 2 億 4,646 万 7 千円取り崩しを予定しております。

10 款繰越金につきましては、名目計上になります。

190 ページをお願いします。

11 款諸収入は、前年度と同額としております。

次に、歳出になります。予算説明書の 192 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、運営協議会費で 885 万 2 千円を計上しております。

2 款保険給付費ですが、全体の被保険者数は減少しておりますが、1 人当たりの医療費が増加していることから、6,395 万 6 千円増の 15 億 9,125 万 1 千円としております。

2 枚めくっていただいて、196 ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等ですが、被保険者数は減少すると見込まれる一方で、1 人当たりの給付費が増加しているため、1,247 万 6 千円増の 2 億 3,313 万 3 千円を計上いたしております。

4 款前期高齢者納付金等は、わずかに減となっております。

5 款老人保健拠出金ですが、老人保健制度は平成 20 年度から後期高齢者医療制度へと移行しておりますが、精算の一部が残る可能性があるため、前年度と同額を計上いたしております。

めくっていただいて、198 ページになります。

6 款介護納付金は、40 歳以上の被保険者の介護保険料負担分と支払基金へ納付するもので、92 万 4 千円減の 9,868 万円を計上いたしております。

7 款共同事業拠出金は、高額医療費共同事業等に対する拠出金及び保険財政共同

安定化事業拠出金で、654万6千円減の2億8,431万2千円としております。

続きまして、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は224万9千円減の3,536万6千円を計上いたしております。

次に、200ページになりますが、2項保健事業費は587万5千円増の1,790万7千円としております。増となりましたのは、国保医療費適正化に向けた取り組みといたしまして、高騰する医療費の分析、調査等を行うため、コンサル委託料として395万8千円を計上したことによるものでございます。

次に、9款基金積立金は、めくっていただいて202ページになりますが、基金利子を全額基金に積み立てることにいたしております。

10款公債費は、前年度と同額を計上いたしております。

11款諸支出金は、184万円増の789万2千円を計上しております。これは、福田診療所の医療機器整備に伴う繰出金の増加によるものでございます。

続いて204ページになります。

12款予備費につきましては、前年度と同額といたしております。以上、歳出合計は前年度より7,436万5千円、3.3%増の23億923万1千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第39、議案第35号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第35号平成25年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の12ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,884万5千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条は、地方債の規定で、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債によるとするものでございます。

予算の内容につきましては、予算説明書でご説明をさせていただきます。

212ページになります。

歳入ですが、1款診療収入は、福田地域の人口の減少や地域外への通院などによりまして、対前年度173万5千円減の2,743万4千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、健康診断等の文書作成手数料収入で2万円を計上いたしております。

3款繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金として一般会計からの繰入金との合計で、125万2千円増の969万円を計上いたしております。

4款繰越金は、名目計上になります。

5款諸収入は、薬品容器代収入になります。

6款町債は、福田診療所のレントゲン装置の不調により、機器更新に伴う起債として160万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、214ページをお開きください。

1款総務費は、嘱託医師、嘱託看護師、臨時職員各1名の人件費と施設の維持管理に必要な費用を計上しておりまして、対前年度41万6千円増の2,045万5千円としております。増額となりましたのは、診察室、待合室などの壁紙の修繕によるものでございます。

2款医療費は、医薬材料費、検査委託料、医療機器の購入費等で、レントゲン装置の更新によりまして63万1千円増の1,829万円を計上いたしております。

3款予備費は、前年度と同額といたしております。

216 ページになります。

歳出合計になりますが、前年度より 104 万 7 千円、2.8%増の 3,884 万 5 千円と  
なっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げ  
ます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 40、議案第 36 号平成 25 年度小豆島町後期高  
齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 36 号平成 25 年度小豆島町後期高齢者医療  
事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 16 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億  
9,048 万 6 千円と定めるものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳  
出予算にするものとしてございます。

予算内容につきましては予算算説明書で説明をさせていただきます。

222 ページをお開き願います。

歳入になりますが、1 款後期高齢者医療保険料は、75 歳以上の被保険者の保険  
料になりますが、対前年度 598 万 9 千円減の 2 億 1,519 万 3 千円を計上いたして  
おります。

2 款使用料及び手数料は、納付証明手数料と督促手数料で、前年度と同額といた  
しております。

3 款繰入金は、広域連合の共通経費を始めまして、事務費や保険料軽減分の保険  
基盤安定にかかわる経費を一般会計からの繰入金で、対前年度 60 万 5 千円増の  
7,474 万 2 千円を計上いたしております。

4 款繰越金は、名目計上になります。

5 款諸収入は、保険料の過年度還付金などで、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出になります。

224 ページをお願いします。

1 款総務費は、事業の管理費や保険料徴収費として 342 万 2 千円を計上いたしております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、対前年度 537 万 4 千円減の 2 億 8,651 万 3 千円を計上いたしております。

3 款諸支出金は、保険料過誤納還付金や還付加算金になりますが、前年度と同額といたしております。

4 款予備費につきましても、前年度と同額といたしております。

226 ページになりますが、歳出合計は前年度より 538 万 4 千円、1.8%減の 2 億 9,048 万 6 千円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は 2 時 5 分からとします。

休憩 午後 1 時 53 分

再開 午後 2 時 05 分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 41、議案第 37 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 37 号平成 25 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 19 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,922 万 2 千円と定めるものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第 2 条は、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内での予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

231 ページをお開き願います。

歳入ですが、1 款保険料は、第 1 号被保険者に係る保険料で 3 億 789 万 3 千円を計上いたしております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明手数料、督促手数料として前年度と同額といたしております。

3 款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金と調整交付金、地域支援事業交付金を計上しておりますが、小規模多機能型施設の整備や要介護認定者の増加により保険給付費の伸びが見られることから、対前年度 5,390 万 3 千円増の 4 億 7,256 万 1 千円を見込んでおります。

4 款支払基金交付金、5 款県支出金も同様に増が見込まれますので、支払基金交付金については 5 億 2,123 万 3 千円を、県支出金については 2 億 7,628 万円を計上いたしております。

233 ページをお願いします。

財産収入は、介護給付費準備基金と介護保険財政安定化基金の利子になります。合わせて 2 万 1 千円を計上いたしております。

7 款繰入金につきましては、一般会計繰入金として介護給付費等に対する町の負



担と事務経費を合わせて2億6,235万3千円を、また保険料軽減のための2つの基金から1,562万8千円を繰り入れることにいたしております。

8款繰越金は、名目計上になります。

9款諸収入につきましては、めくっていただいて235ページになりますが、2項3目の雑入のところですが、配食サービス、介護保険外のデイサービスやホームヘルプサービスの利用など320万6千円を計上いたしております。

次に、歳出になります。

237ページをお願いいたします。

1款総務費は、事業の一般管理費、徴収費、介護認定審査会費、認定調査費等になりますが、広域行政事務組合の電算システムの更新に伴う増により、対前年度86万1千円増の3,240万5千円を計上いたしております。

239ページをお願いします。

2款保険給付費は1億8,664万8千円増の17億6,445万8千円を計上いたしております。増となった要因は、歳入でもご説明申し上げましたように、小規模多機能型施設の開設や要介護認定者の増加などにより、利用の増加が見込まれることによるものでございます。

241ページをお願いします。

3款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりや地域包括支援センターの運営、介護用品の支給などの在宅支援のための事業費となっております。25年度は、オリーブヘルスケアシステムを新たに町内4地区で整備するほか、自主的に健康づくり、介護予防に取り組む団体への支援など、対前年度1,241万2千円増の6,170万8千円を計上いたしております。

3枚めくって、247ページをお願いいたします。

4款諸支出金は、保険料の過誤納還付金などで、前年度と同額といたしております。

す。

5 款予備費につきましても、前年度と同額を計上いたしております。

なお、基金積立金につきましては、基金の積み立てが発生しないため、廃止科目としております。以上、歳出合計は前年度より 1 億 6,342 万 3 千円、9.6%増の 18 億 5,922 万 2 千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 42、議案第 38 号平成 25 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 38 号平成 25 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 22 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9,427 万 8 千円と定めるものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしてございます。

予算内容につきましては、予算説明書でご説明をさせていただきます。

255 ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計につきましては、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の 3 つの事業を実施しております。

歳入ですが、1 款サービス収入、1 項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、ホームヘルプ、訪問看護のサービス収入で、利用増によりまして対前年度 919 万 4 千円増の 7,155 万 7 千円を見込んでおります。

同様に、2 項予防給付費収入は、要支援認定者へのサービス収入で、利用の減に

より対前年度 317 万 8 千円減の 653 万 5 千円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、訪問介護及び訪問看護利用者の負担金で 488 万 4 千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、介護認定に係る訪問調査手数料で 1 件分を計上いたしております。

3 款財産収入は、財政調整基金自身になります。

4 款寄付金は、4 つの事業所に名目で各 1 千円を計上いたしております。

次に、257 ページをお願いいたします。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金ですが、障害者等移動支援事業の利用者に対するサービス費で、2 つの事業所に各 1 件分を計上いたしております。

2 項基金繰入金は、名目 1 千円を計上いたしております。

6 款繰越金も、同様に 1 千円を計上いたしております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は、医療による訪問看護事業収入と障害者居宅介護事業に係る収入になります。対前年度 420 万 9 千円減の 1,123 万 8 千円となっております。減の要因は、サービス利用件数の減によるものでございます。

2 項雑入は、4 つの事業所に名目で各 1 千円を計上いたしております。

めくっていただいて、259、260 ページをお願いいたします。

県支出金ですが、介護職員処遇改善交付金事業などが平成 24 年度で終了したことにより、廃止科目といたしております。

次に、歳出になります。

261 ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、人件費の増により対前年度 133 万 6 千円増の 2,813 万 5 千円を計上いたしております。

2 項訪問介護サービス事業費ですが、1 目うちのみ訪問介護事業費は、登録ヘル

パー賃金で登録ヘルパーの減等によりまして 2,278 万円となっております。

めくっていただいて、263 ページをお願いします。

2 目いけだ訪問介護事業費につきましても、嘱託ヘルパーの減等により対前年度 21 万 8 千円減の 2,313 万 7 千円となっております。

265 ページをお願いいたします。

3 項訪問看護サービス事業費ですが、人件費の増等により 2,017 万 8 千円を計上いたしました。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は前年度より 140 万 6 千円、1.5%増の 9,427 万 8 千円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 43、議案第 39 号平成 25 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第 39 号平成 25 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の 25 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 772 万 5 千円と定めるものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるものとしてございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

273 ページになります。

歳入ですが、1 款サービス収入は、要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、対前年度 57 万 3 千円減の 772 万 1 千円を計上いたしております。

ます。これは、介護保険外のホームヘルプやデイサービスの利用が増加していることに伴い、一月当たりの利用減を見込んだことによるものでございます。

2 款から 5 款までの寄付金、繰入金、繰越金、諸収入は、名目計上でございます。

次に、歳出になります。

275 ページをお願いします。

1 款サービス事業費は、収入に見合う人件費と事業の運営に関する経費で、介護予防サービス計画の作成に係る職員人件費と電算システムなどの事務経費が主なものとなっております。以上、歳出合計は、前年度より 57 万 3 千円、6.9%減の 772 万 5 千円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 44、議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書の 28 ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、橘簡易水道が平成 25 年度から上水道に統合しますので、旧池田町の地区の中山地区と旧内海地区の岩谷、当浜、福田、吉田の合計 5 地区に分散して施設があり、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ 1,957 万円としております。前年度予算に比べまして 1 億 215 万円の減になっております。主に、これは橘簡易水道が平成 24 年度末で廃止し、平成 25 年度から上水道に統合することによるものでございます。

内容につきましては、29 ページ、30 ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1 款の使用料及び手数料としまして1,010万円を予定しておりますが、町内での簡易水道需要家約 380 軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2 款の分担金及び負担金では、1 軒分の加入分担金として1万5千円を計上しております。

3 款の財産収入千円は、簡易水道事業財政調整基金の利子で、名目予算でございます。

4 款の繰入金 211 万 3 千円につきましては、一般会計からの繰入金としまして企業債の元利償還金の交付税措置相当額、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査経費の全項目検査にかかわる経費を計上しております。

5 款の繰越金は 734 万円を、6 款の諸収入は雑入として千円を計上しております。

歳出につきましては、30 ページに記載をしておりますが、1 款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため 322 万 6 千円を予定しております。

2 款の業務費としましては、1,288 万 2 千円を予定しております。これは、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料などでございます。

3 款の公債費 336 万 2 千円につきましては、福田、吉田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4 款の予備費としては 10 万円を計上をしております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の 1,957 万円としております。以上、簡単ですが、議案第 40 号平成 25 年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 45、議案第 41 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 続きまして、議案第 41 号平成 25 年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、これにつきましては別冊予算書の 1 ページから 3 ページでご説明をいたします。

第 2 条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は 6,600 戸、年間の総給水量は 248 万 6,745 立方メートルの予定としており、1 日平均では 6,813 立方メートルとなっております。

また、(4)の主要な建設改良事業としましては、イの原水設備工事費で 400 万円を予定しております。これは、内海ダムからの導水管更新工事でございます。

(ロ)の浄水設備工事で 3,500 万円を予定しておりますが、これは中山浄水場の施設更新事業等でございます。

(ハ)の排水設備工事での 1 億 5 千万円につきましては、町内 12 カ所の老朽設備と老朽管更新工事に、また送水管布設工事、これを合わせて 1 億 4,500 万円を、また特設配水管などに 500 万円を予定しております。

(ニ)の内海ダム再開発費の 690 万円につきましては、事務費のほかに、ダム再開発の県営事業に対する水道事業負担金などがございます。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出ですが、第 1 款の水道事業収益として 4 億 9,613 万 5 千円を予定しております。主な収益としましては、第 1 項の営業収益でございますが、町内での上水道の水道使用量、一般会計と小豆広域からの繰入金などで 4 億 9,138 万 6 千円を計上しております。

第 2 項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息等で、474 万 7 千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として4億8,765万2千円を計上しております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで4億4,255万1千円を予定しております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、消費税及び地方消費税などで4,040万1千円を予定しております。

また、第3項では、特別損失としまして過年度損益修正損を440万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、2ページから3ページになりますが、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として996万9千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債では内海ダム再開発事業での水道事業負担金の財源の一部として160万円を予定しております。

第2項では、内海ダム建設事業に対する一般会計からの出資金といたしまして160万円を、第3項の補助金は内海ダムでの水道水源開発に対する国、県からの補助金で160万円でございます。

第4項の負担金は、一般会計からの繰入金などで266万9千円でございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として105万円を、第6項では長期貸付返還金として簡易水道債借りかえ、貸付金からの返還分として144万9千円を計上しております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として2億5,270万7千円を予定しております。主な内容としましては、第1項の建設改良費に2億165万円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。



たきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分2,910万6千円でございます。

また、第3項では、返還金として2,095万1千円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条の企業債は、内海ダム建設事業負担金の財源の一部として起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費8名分と交際費を計上しております。

最後に、第8条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第41号平成25年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第46、議案第42号平成25年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

内海病院事務長（岡本達志君） 議案第42号平成25年度小豆島町病院事業会計予算について概要をご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条の業務予定量でございますが、(1)の病床数は196床で変わりございません。(2)、(3)の患者数でございますが、入院が1日平均で115人、年間で4万2,158人、外来は1日平均で362人、年間で8万8,328人を予定しております。

(4)の主要な建設改良事業費の(イ)設備整備費でございますが、1千万円で前年度に比べまして1億5,500万円の大幅な減額となっております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、まず収入の部の第1款病院事業収益は26億5,469万8千円で、前年度に比べ2,482万円の減となっております。その内訳でございますが、第1項医業収益は22億6,156万2千円、前年度に比べまして1,596万9千円の減を予定しております。

第2項医業外収益は3億9,313万5千円で、前年度に比べ885万1千円の減を予定しております。

第3項特別利益は、名目の1千円を計上しております。

次に、支出の部でございますが、第1款病院事業費用は28億4,553万8千円で、前年度に比べまして5,597万6千円の減となっております。内訳でございますが、第1項医業費用が26億7,455万9千円で、前年度に比べ4,861万7千円の減を予定しております。

第2項医業外費用は1億6,697万9千円で、前年度に比べ735万9千円の減となっております。

第3項特別損失と第4項予備費につきましては、前年度と同額の200万円をそれぞれ計上しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、次の2ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、第1款資本的収入は1億5,897万3千円、前年度に比べ1億5,982万8千円の大幅な減額となっております。内訳でございますが、第1項負担金が1億5,897万1千円で、前年度に比べ9,982万8千円の大幅な減額

となっておりますが、これは昨年度で計上しておりました電子カルテ関連機器の更新のための負担金がなくなったためでございます。

第2項補助金と第3項固定資産売却代金につきましては、前年度と同様で名目の1千円をそれぞれ計上しております。

なお、今年度は企業債の借り入れは予定しておりません。

次に、支出の部でございますが、第1款資本的支出が2億7,119万3千円で、前年度に比べまして1億4,569万6千円の大幅な減額となっております。内訳でございますが、第1項の建設改良費が1千万円で、前年度に比べ大幅な減となっておりますが、これは今年度は高額な医療機器等の更新を予定していないためでございます。

第2項貸付金の80万円は、職員が資格を取得するために貸し付けるものでございまして、今年度新たに計上しております。

第3項企業債償還金は2億6,039万3千円で、前年度に比べ850万4千円の減額となっております。

前のページに戻りますが、下から3行目の括弧書きにございますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億1,222万円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

再び2ページの中ほどに戻っていただきますが、第5条は一時借入金の限度額を5千万円と定めております。

第6条は、職員給与費と交際費を議会の議決を経なければ流用することのできない経費として規定しております。

第7条は、棚卸資産の購入限度額で2億9,680万円を予定しております。以上で病院事業会計予算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（秋長正幸君） 次、日程第 47、議案第 43 号平成 25 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護サービス課長兼老健事務長（岡 秀安君） 議案第 43 号平成 25 年度介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊平成 25 年度介護老人保健施設事業会計当初予算書及び説明書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条、業務の予定量でございますが、(1)利用定員は入所が 70 人、通所が 25 人でございます。(2)年間の利用者数ですが、入所は 2 万 3,725 人、通所は 5,610 人、昨年と比べて入所は同人数、通所は 23 人の減となっております。(3)1 日平均利用者数は、入所が 65 人、通所は 23 人を予定しております。(4)主要な建設改良費の設備整備費は 101 万 9 千円、事務用パソコン、プリンターを購入予定でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予算額でございます。

収入ですが、第 1 款施設事業収益 3 億 3,135 万 2 千円。内訳は、第 1 項施設運営事業収益が 3 億 3,005 万 9 千円、第 2 項施設運営事業外収益が 129 万 3 千円でございます。

収入合計は、前年度と比較して 148 万 2 千円、0.4%の減でございます。

支出は、第 1 款施設事業費用が 3 億 5,499 万 1 千円。内訳は、第 1 項施設運営事業費用が 3 億 4,464 万 7 千円、第 2 項施設運営事業外費用が 934 万 4 千円、第 3 項予備費 100 万円。支出合計は、前年度と比較して 489 万 5 千円、1.4%の増でございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,617 万 7 千円は、過年度分損

益勘定留保資金で補填いたします。

内訳は、2ページをお願いいたします。

支出でございますが、第1款資本的支出2,617万7千円、内訳は第1項建設改良費101万9千円、第2項企業債償還金2,515万8千円。前年度に比べ48万9千円の増となっております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるもので、職員給与費2億2,381万3千円と、交際費30万円でございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第43号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 以上で議案第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議案第43号平成25年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までの提案理由の説明が終わりました。これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日2月28日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は明日の午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時40分